

佐賀県告示第 155 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 4 年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和 4 年 7 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録 番号	登録 年月日	住所又は所在地		氏名又は名称	代表者氏名
佐木伊 第3号	令和4年 6月20日	変更前	伊万里市大坪町丙140番地1	伊万里西松浦森林組合	代表理事組合長 空閑 尊一
		変更後	〃	〃	代表理事組合長 宮本 光治